

ID: 313

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

処分の概要	建築物等の移転又は除去の認可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第77条第7項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】 法第77条第7項の規定による。 (建築物等の移転及び除却) 第77条 7 施行者は、第2項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第4項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日